　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　関東運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）を、下記のとおり変更したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

３．変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（介護運賃）

　　現に認可を受けている運賃及び料金を次のとおり変更する。

（１）時間制運賃　新　初乗　 分まで　　　　円　加算　　分まで毎に　　　　円

　　　　　　　　　旧 初乗 分まで　　　　円　加算　　分まで毎に　　　　円

（２）距離制運賃　新 初乗 　まで 円　加算　 　 まで毎に　　　　円

　　　　　　　　　旧　初乗 まで　　 円　加算　　 まで毎に　　　　円

（３）適用方法

　　　➀時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を

　　　　終了するまでの時間により算出する。

　　　➁距離制運賃は、走行距離積算計により算出する。

４．変更を必要とする理由

５．添付書類

訪問介護事業所の指定書（写）又は支援費制度に基づく事業者の指定書（写）